

次世代型物流拠点町名募集要項

京都府城陽市の東部丘陵地では、「新名神高速道路を活かした新たな魅力ある広域交流をめざすまち」、「活気あふれる環境共生のまち」をテーマにまちづくりを進めております。

その1つである東部丘陵地「先行整備青谷地区」においては、日本初となるトラックが高速道路から一般道に降りることなく直接出入りができる施設である「基幹物流施設」を中心とした「次世代型物流拠点」の整備が進められています。

この「基幹物流施設」は、日本の主要な都市（関東、中京など）をはじめ、全国各地と高速道路でつながることで、日本全体の物流ネットワークにおいて、重要な役割を担う場所となります。

城陽市では、この「先行整備青谷地区」が、城陽市の未来を担う「まち」となるよう期待を込めて、新たな町名を検討しており、みなさんから町名を募集します。

▼募集期間

令和7年1月14日（火）から令和7年2月28日（金）まで

▼応募資格（下記のいずれかに該当する方）

- ・城陽市内在住、城陽市内在勤、城陽市内在学の方
- ・城陽市に関心のある方

▼募集内容

「次世代型物流拠点」の町名案（ふりがな）

城陽市の後に続く「大字」を募集します。

例）城陽市役所の住所：城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

📍この部分を募集します。

※町名の変更を希望しない場合、自由意見欄にてご意見をお聞かせください。

▼応募方法

- ・応募用紙に必要な事項を記入し、提出して下さい。
- ・応募用紙は、城陽市役所（西庁舎2階東部丘陵整備課窓口）に設置、または城陽市ホームページからもダウンロードできます。

（1）持参または郵送の場合

〒610-0195 城陽市役所 東部丘陵整備課宛 （住所記載不要）

- ・持参の場合は、平日の8時30分から17時15分にお越しください。
- ・郵送の場合は、2月28日必着です。

（2）ファックスの場合

ファックス番号：0774-56-3999

(3) Eメールの場合

Eメールアドレス：tobukyuryo@city.joyo.lg.jp

- ・メールタイトルは「町名応募」とし、メール本文には応募用紙記載の必要事項を記載して下さい。

(4) LoGo フォームの場合

下記、QRコードからご応募お願いします。



▼選考方法

応募のあった町名の中から「次世代型物流拠点町名選定委員会」による選定後、市により決定します。

応募多数の町名に決定するのではなく、提案理由なども重視し選定します。

▼発表

採用された町名については、採用者への通知とともに、広報じょうようや城陽市ホームページで発表します。

▼賞品

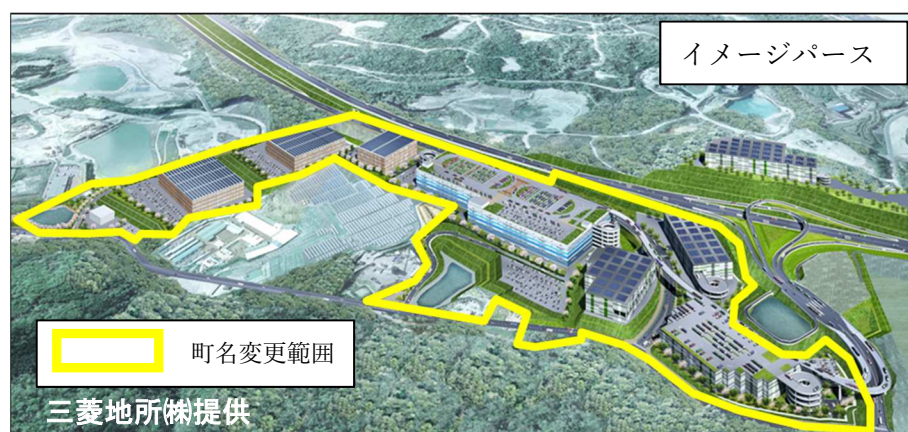
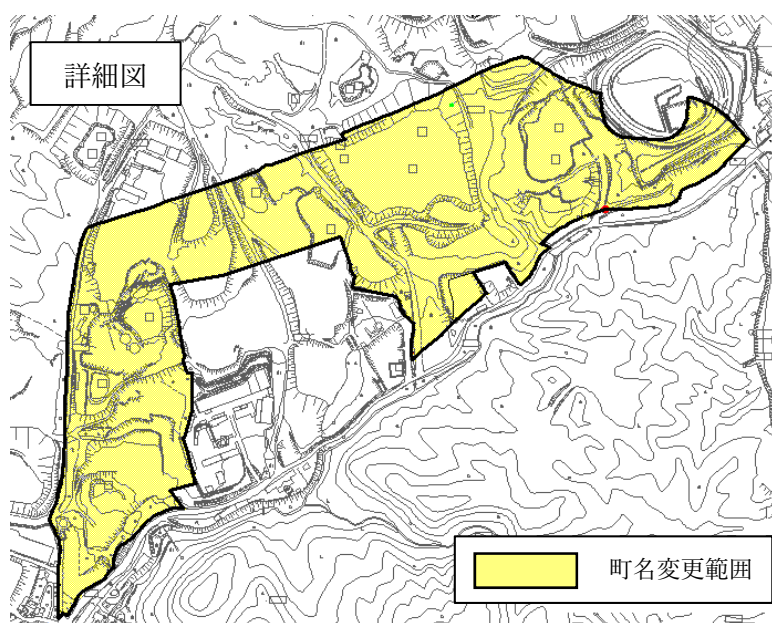
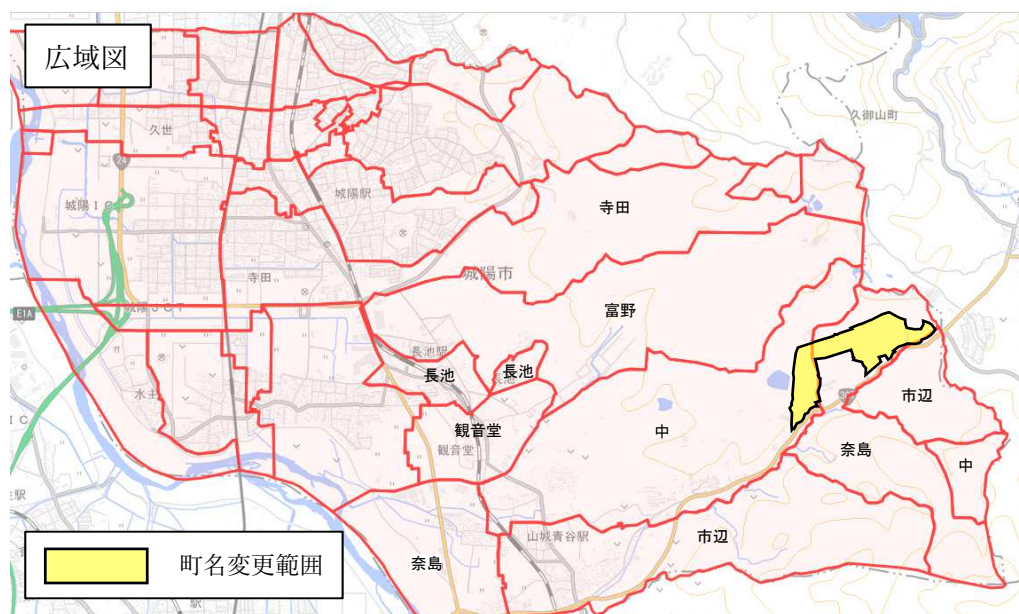
採用者へは、本地区への進出企業からご提供いただいた記念品を贈呈します。

なお、採用された町名に応募された人が複数人おられ、提案理由も類似の場合は、抽選により1名を決定します。

▼応募にあたっての注意事項

- (1) 応募は一人1点までとします。
- (2) 応募町名は自作・未発表のものに限ります。
- (3) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- (4) 応募町名の著作権等に関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とし、城陽市は一切の責任を負いません。また、申込内容に虚偽が認められた場合や、盗用、要項違反、その他問題が発覚した場合は、採用を取り消す場合があります。
- (5) 採用された町名に関する一切の権利は城陽市に帰属するものとします。
- (6) 応募者の個人情報、本募集関連事務以外には使用せず、許可なく第三者に開示・提供しません。
- (7) 採用者の氏名、住所の一部（市区町村まで）を広報じょうようや城陽市ホームページに掲載することがあります。
- (8) 記入もれや判読が困難な場合、無効となりますのでご注意ください。
- (9) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとみなします。

▼町名変更範囲イメージ



次世代型物流拠点町名応募用紙

[illegible]

※同意事項

申込には、同意が必要です。(応募者が未成年の場合、親権者の同意も必要です。)

下記、注意事項に同意します。	左記応募者の親権者として、左記応募者が応募することに同意します。
応募者氏名	親権者氏名

応募にあたっての注意事項

- (1)応募は一人1点までとします。
- (2)応募町名は自作・未発表のものに限ります。
- (3)応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- (4)応募町名の著作権等に関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とし、城陽市は一切の責任を負いません。
また、申込内容に虚偽が認められた場合や、盗用、要項違反、その他問題が発覚した場合は、採用を取り消す場合があります。
- (5)採用された町名に関する一切の権利は城陽市に帰属するものとします。
- (6)応募者の個人情報、本募集関連事務以外には使用せず、許可なく第三者に開示・提供しません。
- (7)採用者の氏名、住所の一部(市区町村まで)を広報じょうようや城陽市ホームページに掲載することがあります。
- (8)記入もれや判読が困難な場合、無効となりますのでご注意ください。
- (9)応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとみなします。